

進歩性判断のパラダイムシフト： 知財高裁が描く新たな戦略的青写真

令和7年知財高裁「光拡散層形成用塗料事件」
「偏光子保護フィルム事件」総合判決評釈と実務への実装

特許庁の認定論理を真っ向から否定した、連続する2つの知財高裁の警鐘

令和7年(行ケ)第10043号 (光拡散層形成用塗料事件)



動機付け・阻害要因の厳格化と
「理論偏重」へのNO



理論的構造における厳格化と「理論偏重」の崩壊で、
実陽的考慮だけに支えることが過害判断した。

令和7年(行ケ)第10023号 (偏光子保護フィルム事件)



「予測できない顕著な効果」と
サポート要件的視点の導入



「予測できない顕著な効果」とサポート要件的視点
の導入を確認し、顕著な効果に効るをシフへ導入。

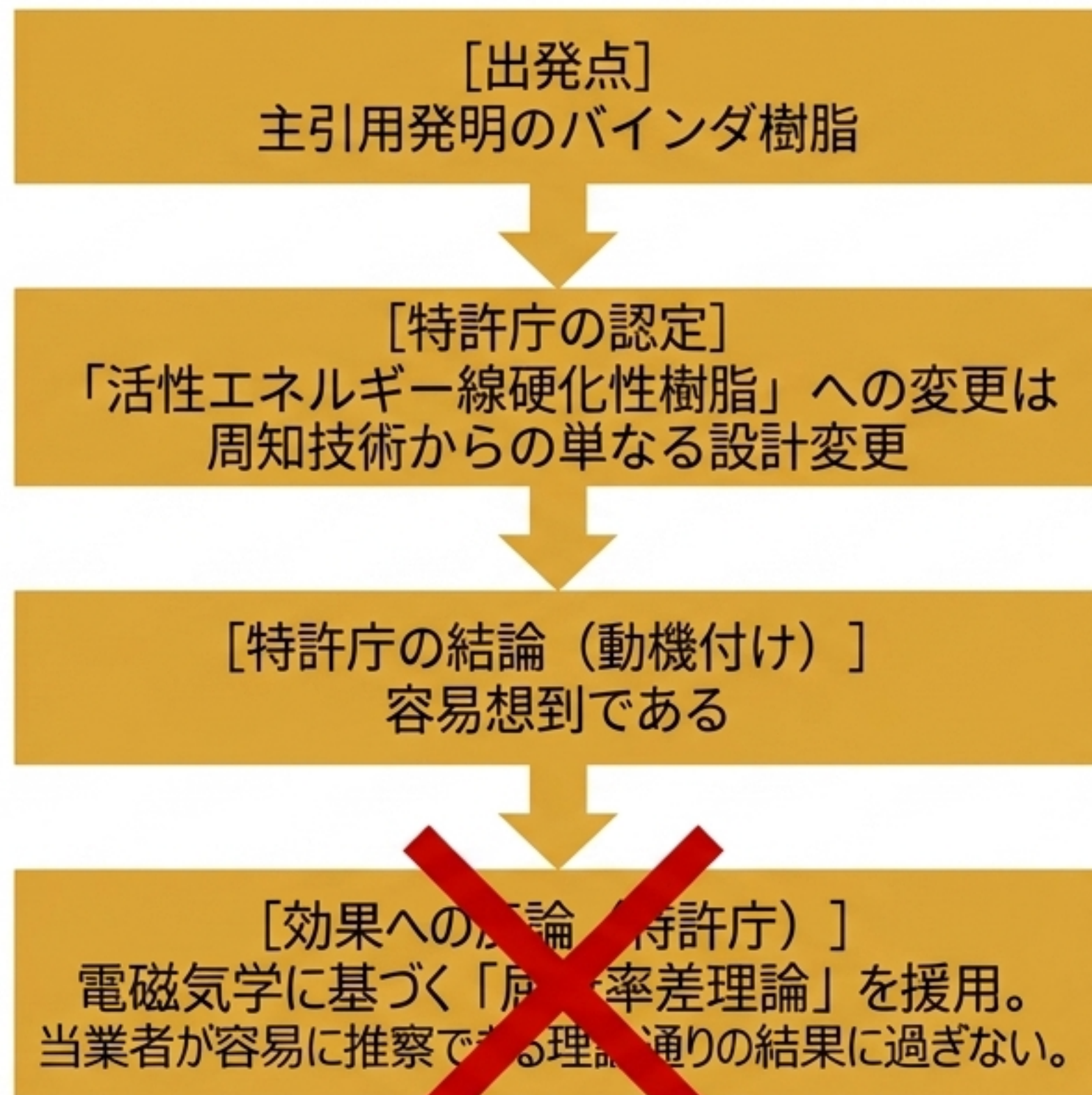


「化学・材料分野における特許庁の『過度な理論偏重』と
『局所的データに基づく過大な効果認定』に対し、
知財高裁が明確な歯止めをかけた。」

ランドマーク判決の構造的対比 (The Diagnostic Table)

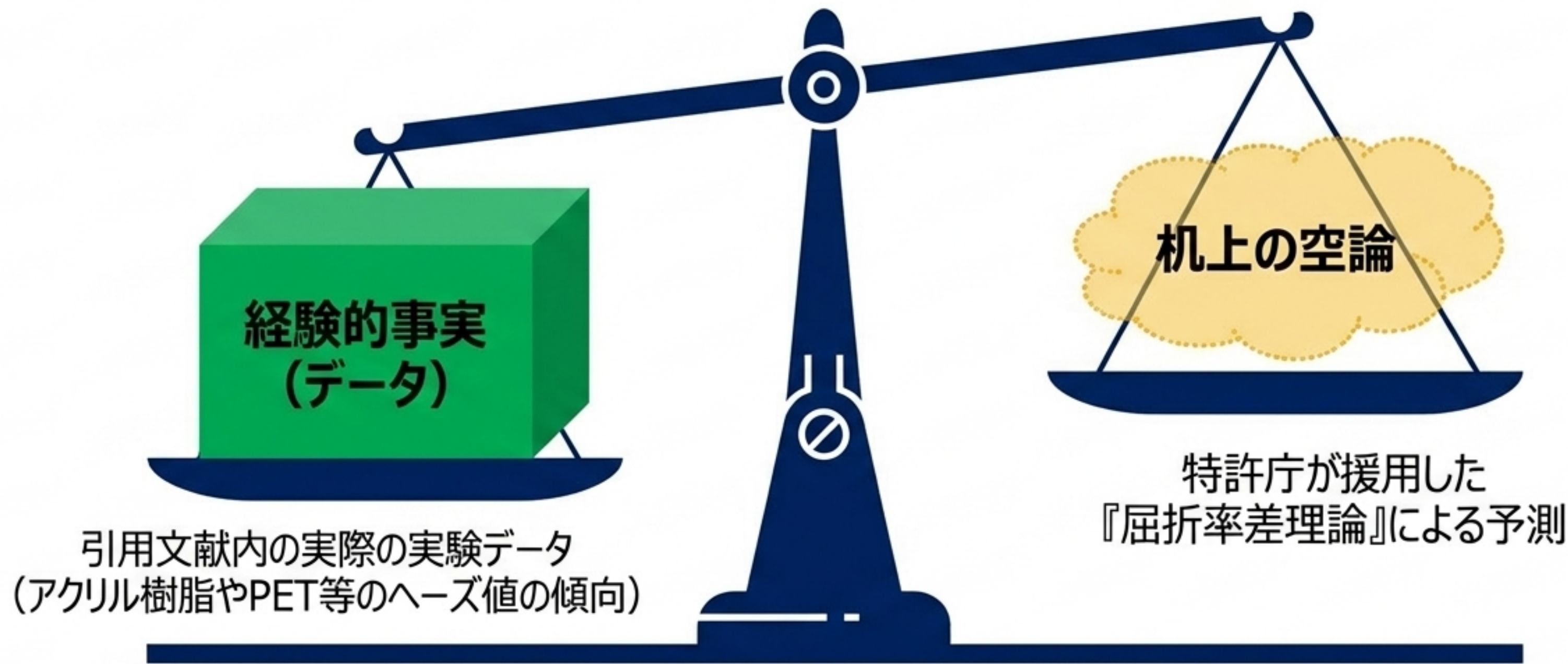
次元 (Dimension)	10043号事件 (光拡散層塗料)	10023号事件 (偏光子保護フィルム)
主な争点	進歩性における「動機付け」と「効果」	進歩性における「阻害要因」と「顕著な効果」
特許庁(JPO)の判断	拒絶査定維持 (進歩性なし)	無効審判不成立 (特許維持)
知財高裁の判決	審決取消 (特許庁の容易想到性判断を覆す)	審決取消 (特許庁の進歩性肯定を覆し無効へ)
争点となった 理論/データ	屈折率差理論 (特許庁主張) vs. アクリル樹脂等のヘーズ値データ	トレードオフによる阻害要因 (特許権者主張) vs. 濁度変化量ゼロの局所的データ
裁判所が指摘した 致命的欠陥	実際の実験データと真っ向から矛盾する「机上の空論」への過度な依存	広範なクレームに対する、 特定市販混合物(分子量958)のみの 「Scope Mismatch」

[第10043号事件] 特許庁が陥った「理論偏重」と後知恵の罠



特許庁のロジックの盲点：
『数ある選択肢の中から、
それを優先的・積極的に選択
させる動機付け』の欠落。

[第10043号事件]「机上の空論」を打ち砕く「経験的事実」の優位性



知財高裁の判断：理論による予測が実際のデータと矛盾する場合、データを優先する。積極的動機付けは存在せず、審決を取り消す。

[第10023号事件] 特許庁による「阻害要因の過大評価」と「局所的データの容認」

[阻害要因の誤認]



黄色度 (YI値)

絶対的な阻害要因
(特許庁認定)



紫外線吸収能

トレードオフや融点要件の不一致を理由に、副引用発明（トリアジン系紫外線吸収剤）の適用動機付けを否定。

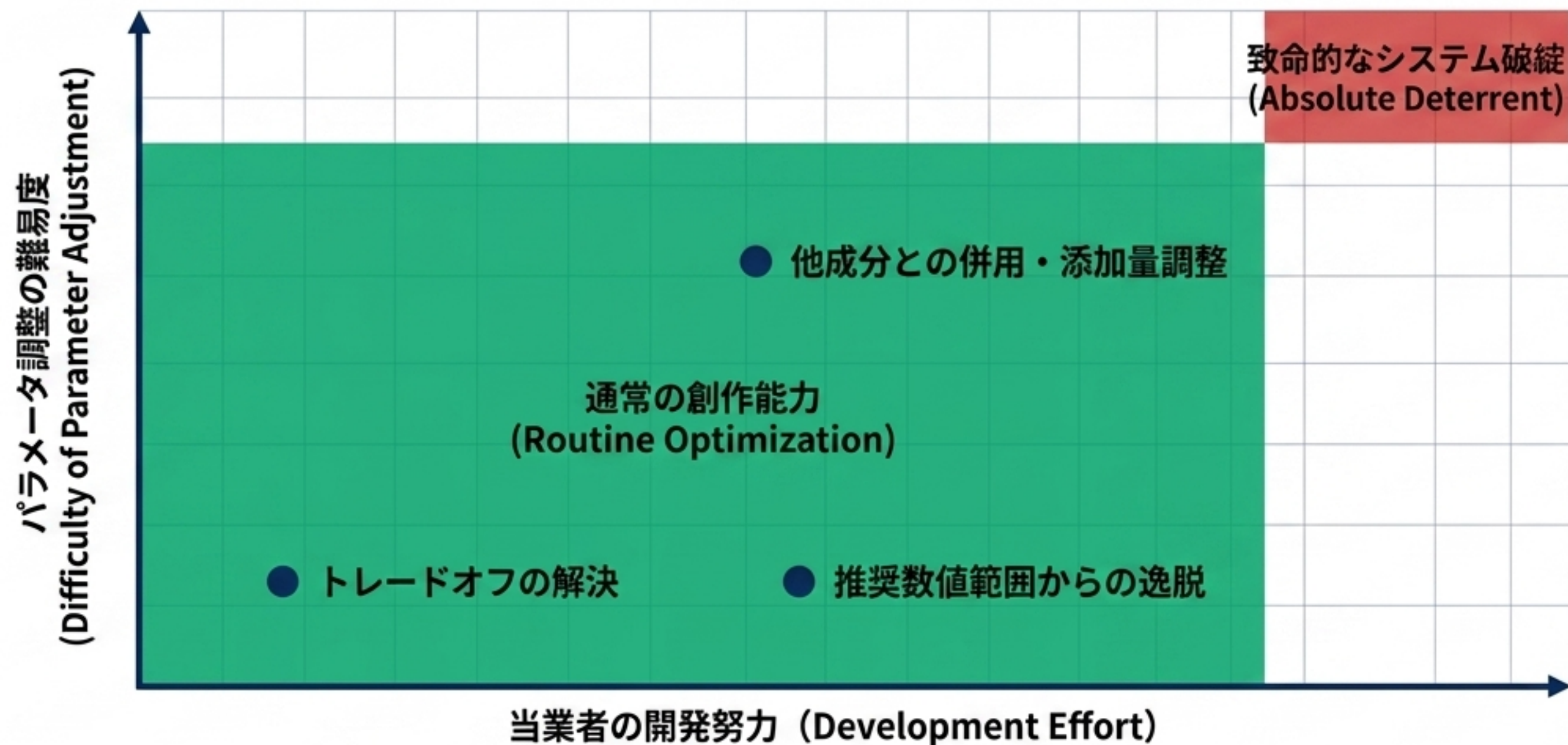
[顕著な効果の誤認]



実施例：濁度変化量ゼロ（ブリードアウト抑制）

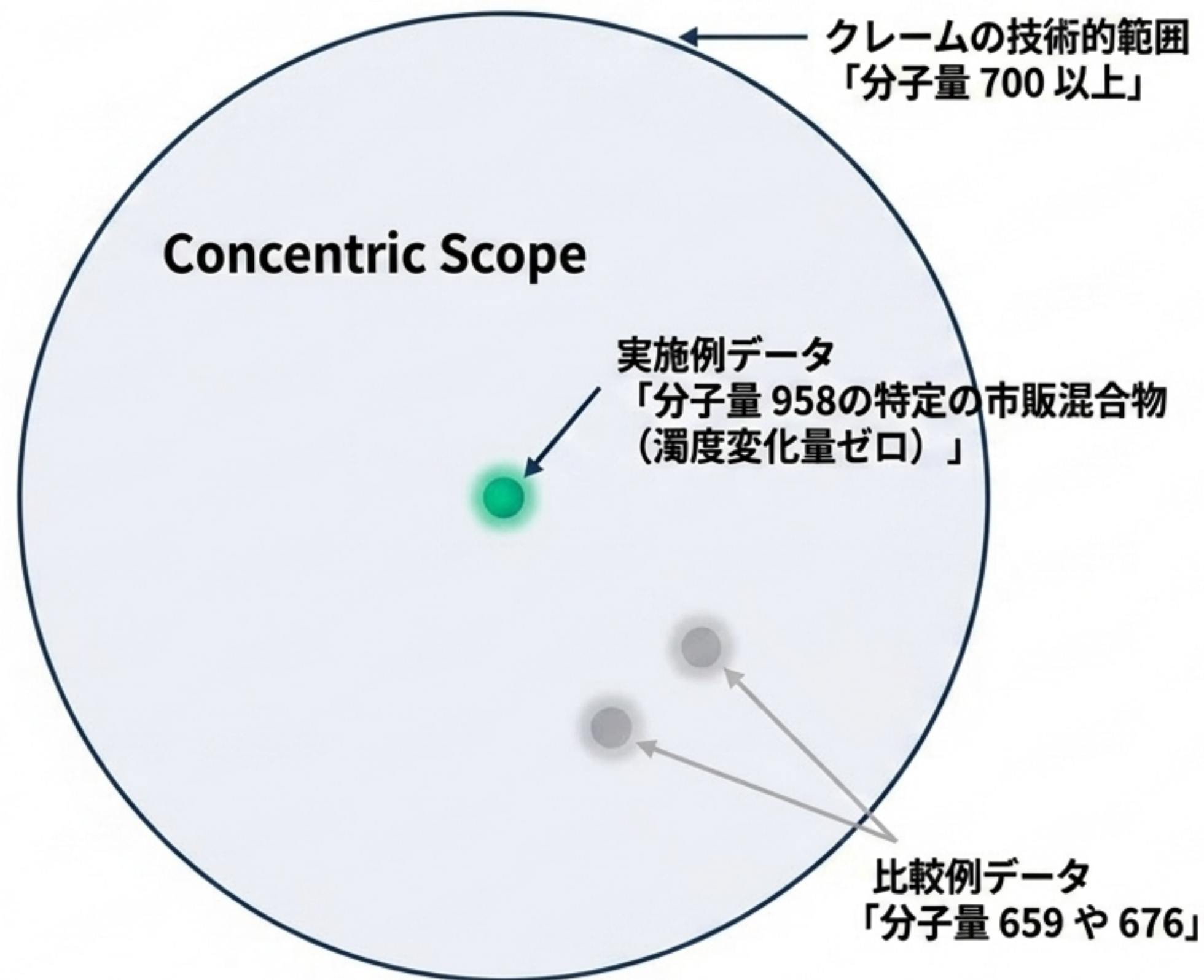
この限定的な結果のみを以て、広範な請求範囲における「予測できない顕著な効果」として認定し、特許を維持。

[第10023号事件] 当業者の現実像：「Routine Optimization」の範疇



知財高裁の判断：「優れた性能を持つ材料の適用を試みる際のパラメータ調整は、当業者の日常的な最適化活動に過ぎず、絶対的な阻害要因（動機付けの否定）にはならない。」

[第10023号事件] 権利範囲と実証範囲の乖離 (Scope Mismatch)



知財高裁の致命的指摘：

実施例のピンポイントなデータ（分子量958）のみでは、広範なクレーム（分子量700以上）の全域で「濁度変化量ゼロ」の効果が奏されるとは到底いえない。

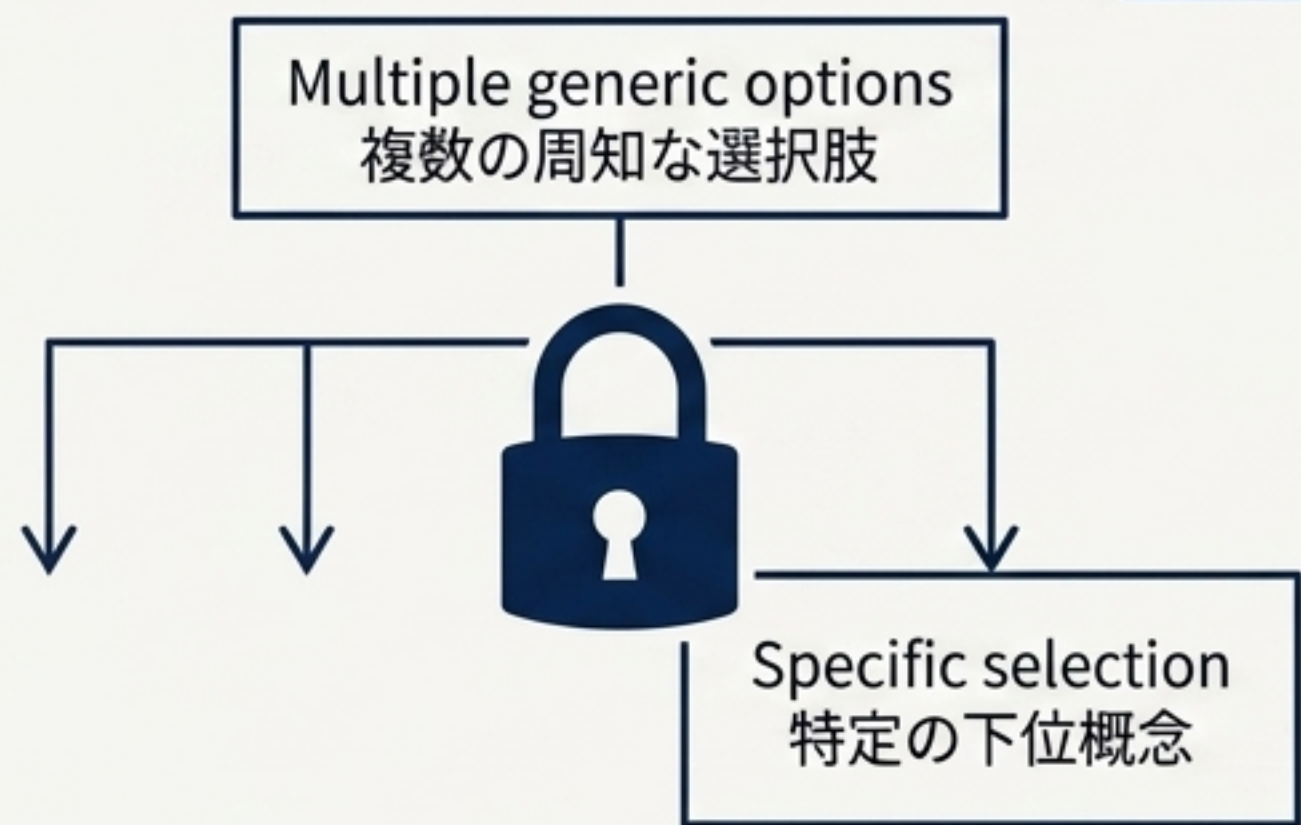
結論：

効果の普遍性が裏付けられておらず、特許庁の認定を覆し特許無効。

統合的考察①：「当業者の能力」に対する極めて現実的な評価基準

選択発明における厳格なハードル

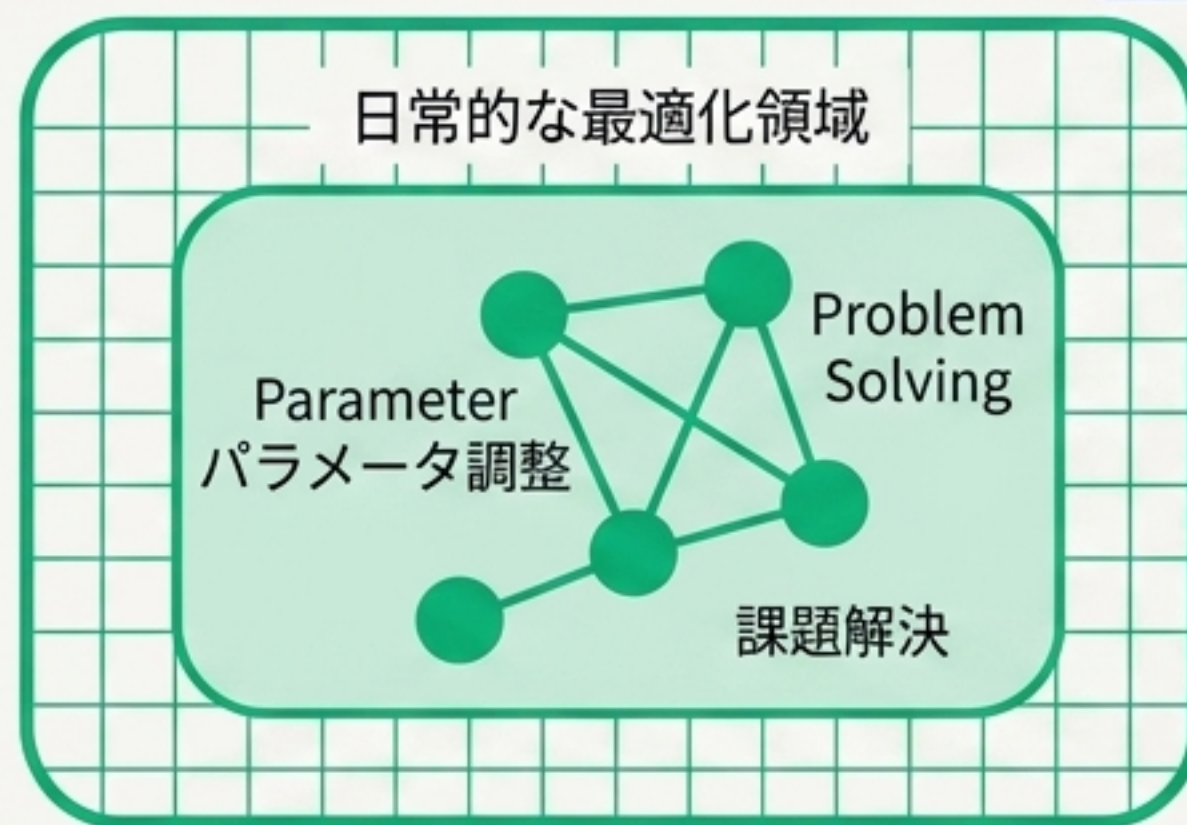
(10043号)



単なる周知な選択肢の併記だけでは、特定の下位概念を選択する「積極的動機付け」にはならない。後知恵での認定を排除。

当業者の広範な最適化能力

(10023号)

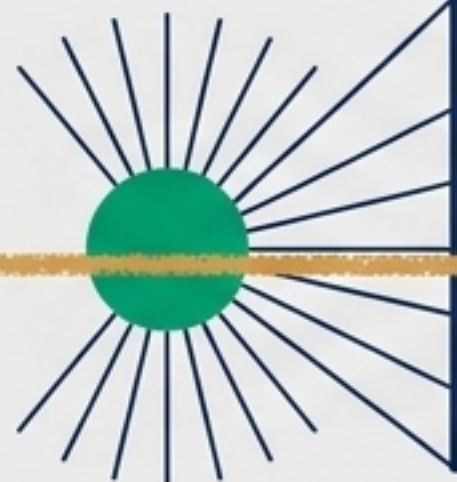


トレードオフの克服は当業者の責務。致命的なシステム破綻が立証されない限り、安易に「阻害要因」として認めない。

統合的考察②：「顕著な効果」に求められる実質的なサポート要件的スクリーニング

[過去の甘い認識]

一点突破の
実施例データ



広範なクレーム
(マーカッシュ等)

[知財高裁が示した新基準]



Rule 1 (from 10043号):

理論や一般法則による拒絶には、引用文献内の「具体的な実証データ」を用いた反証しが極めて有効。



Rule 2 (from 10023号):

予想外の効果を盾に進歩性を主張する場合、その効果が「クレームで画定された広範な技術的範囲の全域」で普遍的によるされとに奏される裏付けが必須。

進歩性判断の枠組みの中に、実質的な「サポート要件的スクリーニング」が持ち込まれた。

実務への戦略的示唆：次世代の明細書ドラフティング戦略

【Pillar 1: 多層的な請求項と境界値データ】

- 上位概念で広く網をかけるだけでなく、実施例に近い中位・下位概念を従属請求項として多層的に設定する。
- クレームの上限・下限の「境界値付近」でのデータ取得と、因果関係の理論的記述を充実させる。



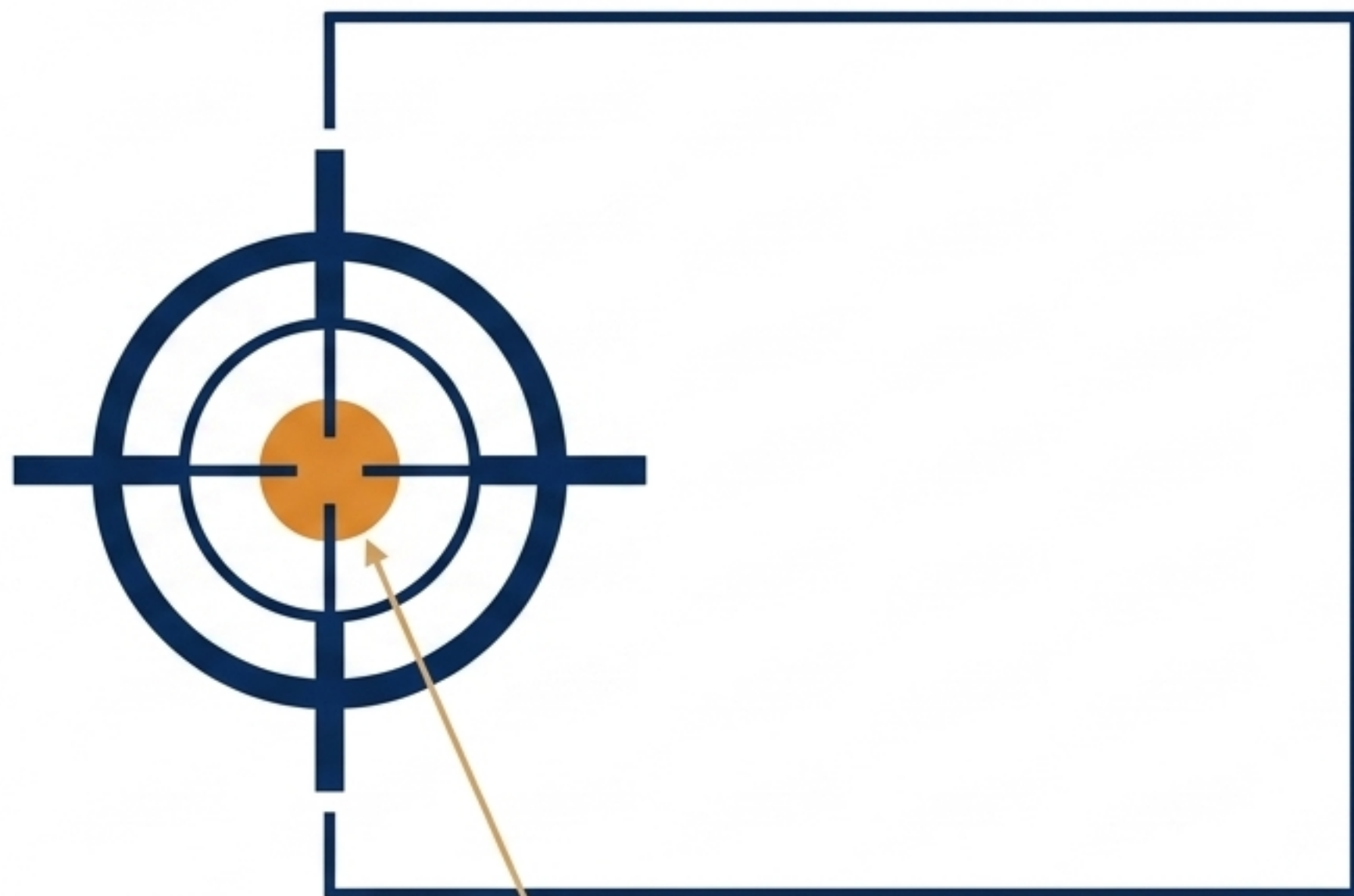
【Pillar 2: 厳密な比較例の設計 (Ceteris Paribus)】

特定の構成要素に由来する効果を立証するため、他の条件を完全に一致させた厳密な比較例（対照実験 / Ceteris Paribus）を設計する。



紛争対応のベストプラクティス：キラー・ストラテジーとしての「Scope Mismatch」

クレームの上限・下限



Scope Mismatch (権利範囲と実証範囲の乖離)

実施例データ

Attack Strategy Framework:

Target: 「予想外の効果」を理由に権利維持されている特許。

Methodology:



1. クレームの技術的範囲（全域）をマッピングする。



2. 明細書に記載された実施例データをプロットする。



3. その間に生じる「Scope Mismatch (権利範囲と実証範囲の乖離)」を視覚化し、突く。

Impact: 知財高裁レベルで裏付けられた、進歩性を切り崩す最も強力なアタック手法。

総括：進歩性判断におけるシフト・マトリクス

判断要素	従来の特許庁(JPO)の傾向	知財高裁の厳格な新基準
理論とデータの関係	机上の「一般法則」や「理論」を優先し、容易想到性を認定	理論と矛盾する「具体的な実証データ（経験的事実）」を重視
トレードオフの評価	開発の「絶対的な阻害要因」として認定しやすい	当業者の「通常の創作能力（Routine Optimization）」の範疇として阻害要因を否定
「顕著な効果」の証明範囲	局所的（一点突破）な実施例データでも、広範なクレームの効果として容認	クレーム全域で効果が普遍的に奏されることの裏付けを要求（サポート要件的視点）

これらの新基準を設計図（Blueprint）とし、特許網の構築と無効化戦略をアップデートせよ。